

令和元年12月23日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
会長 吉坂 義正 様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
相模原地域連合  
議長 川崎 晴彦 様

相模原市長 本村 賢太郎

2020年度に向けた政策・制度要求と提言（お答え）

日ごろから、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
ご要請につきましては、次のとおりお答えいたします。

**【経済・産業政策】**

**1. 市内中小企業が、第4次産業革命に対応した競争力を高めるために、大学など研究開発機関との連携をはかり、基礎研究から事業化支援まで一貫して取り組むことができる積極的な支援をすすめること。**

また持続可能な地域社会の一端を担う、中小企業の事業承継等の各種課題に対して、状況の変化に応じた速やかな対応が講じられるよう支援をはかること。

**【回答】**

市内中小企業が、社会経済情勢に応じた更なる競争力の強化をし、市内外の大学や研究機関等との連携を推進するため、首都圏南西地域において、企業や大学をはじめ、金融機関、産業支援機関、行政との間でネットワークが構築できる場として、フォーラムの開催やその後のフォローアップのためのセミナー開催、事業化に向けたヒアリングなど、引き続き取り組んでまいります。

また、中小企業の事業承継につきましては、今後も、神奈川県事業承継支援センターと連携して取り組むなど、中小企業が抱える様々な課題に対して、適時適切な支援をしてまいりたいと考えております。

(産業政策課)

**2. 観光産業の活性化と旅行者が安心して滞在できる環境づくりのため、観光案内所の情報連携、各種交通機関等での多言語表記、ICTを活用した観光や飲食に関する多言語情報の提供を進めるとともに、各施設や店舗において簡単な受け答えができる外国語講習会開催の助成などにより多言語人材の育成を推進すること。**

**あわせて外国からの旅行者に、相模原市を日本滞在時の情報収集拠点として選ばれるよう、公衆無線LANのさらなる拡大と利便性の向上をはかり、快適な通信環境を構築すること。**

**【回答】**

観光案内所の情報連携、各種交通機関等での多言語標記、ICTを活用した観光等の多言語情報の提供及び多言語人材の育成、公衆無線LANの更なる拡大と利便向上につきましては、本市における観光ホスピタリティの向上にとって重要なことと考えております。

このため、観光案内所等の既存施設の更なる活用による観光情報発信の充実を図るとともに、交通事業者等も参画する一般社団法人相模原市観光協会の観光振興部会において、多言語標記等に係る課題の共有を図るほか、様々なツールの活用による多言語情報の提供、多言語対応を含め、おもてなしに係る人材育成の取組について検討を進めてまいります。また、既設の公衆無線LANの利用状況を見ながら、通信環境整備の拡充と利便向上について検討してまいりたいと考えております。

(商業観光課)

**3. 世界的な各種イベントに対応し、外国からの旅行者が相模原市に多く訪問していただけるよう、事業者と連携し宿泊施設の確保など各種施策を推進すること。**

**また民泊サービスについては、施設周辺の安全で安心な生活環境の維持が重要になることから、引き続き民泊事業者や地域住民と連携し、適正な民泊サービスをすすめること。**

**【回答】**

事業者と連携した宿泊施設の確保につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による都内宿泊施設の不足が懸念されている中、市内宿泊施設の供給動向を見つつ、宿泊事業者も会員となっている一般社団法人相模原市観光協会と連携を図ることで、宿泊施設の確保等に取り組んでまいりたいと考えております。

適正な民泊サービスにつきましては、市民や民泊サービス利用者からの苦情や相談に適切に対応するとともに、事業者に対する指導を実施しているほか、本年10月に県警察本部生活安全部と違法民泊の排除、適正な民泊に関する協定を締結し、連携を図っているところです。

引き続き、市民や民泊サービス利用者の安全・安心が確保されるよう適切に対応してまいります。

(商業観光課、生活衛生課)

## 【雇用・労働政策】

1. 若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

また、学卒未就職者が多く出現した「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向けて、これまでの施策の効果を検証したうえで、将来を見据えた能力開発を実施するとともに、適切な就職支援・定着支援をすすめること。

## 【回答】

企業の労働条件等の情報につきましては、若者をはじめとした求職者の適切な職業選択の実現を図るため、市就職支援センターにおいて、取り扱う全ての求人情報について、社会保険労務士が労働関係法令との適合性をチェックしております。また、同センターの求人開拓員が求人企業を訪問し、待遇や求人理由のほか、職場環境や社風等の確認を行っており、求職者に対するキャリアカウンセリング時に、こうした情報を積極的に提供しております。

また、市において、若者自身がいわゆるブラック企業の見分け方や労働法規等を学ぶセミナーを実施しております。

若年者に対する正規雇用化等に向けた支援策につきましては、相模原公共職業安定所（職業紹介・相談機能のみ）、市就職支援センター及びさがみはら若者サポートステーション等の就労支援機関を集約した総合就職支援センターにおいて、就職相談や職業紹介、能力開発のための各種セミナーなど、求職者の状況に応じたワンストップの就労支援を実施しております。

また、さがみはら若者サポートステーションにつきましては、「神奈川県内地域若者サポートステーション会議」における県内自治体等との情報交換や、子ども若者支援協議会における市内関係機関との相談事例の共有、さがみはらパーソナル・サポート・センターによる市内事業所での職場体験等、関係機関及び事業所との連携を深め、支援ネットワークの拡大に努めております。

また、「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向けた支援策につきましては、国の「就職氷河期世代支援プログラム」における施策の方向性を踏まえ、関係機関と連携し、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

(雇用政策課)

2. 障がい者雇用をさらに推進し、職場定着をはかる観点から、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を障害者就労支援センターが中心となり推進すること。 また、合わせて各種就労支援機関と企業・行政の連携強化を図り、障がい者の希望や特性に応じた合理的配慮がされ、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築をはかること。

**【回答】**

企業への支援につきましては、障害者支援センター松が丘園が巡回訪問や相談を行い、必要な連絡調整や指導・助言等など職場定着に向けた支援などを実施しております。

また、障害のある人の職業能力に応じた就労先の確保と職場定着に向けまして、相模原公共職業安定所、特別支援学校、就労移行支援事業所等で構成する「相模原障害者就労支援連絡会」などを通じて、各関係機関と連携し、障害者の雇用促進を進めているところです。

引き続き、障害のある方が働きやすい職場環境の整備に向け、関係機関と連携した支援に努めてまいります。

(障害政策課)

**3. 教員が子どもたちと向き合う時間を更に確保するため、学校現場における働き方改革を推進するための具体的取り組みをすすめること。**

とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、教職員の増員、人材の確保をはかること。

**【回答】**

現在、本市では、平成30年3月に策定した学校現場における業務改善に向けた取組方針に基づき、教職員の働き方改革に取り組んでいるところです。

教員の在校等時間につきましては、パソコンの電源のオン・オフ時間により管理を行い実態の把握に努めているところです。また、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の配置等により、教員の業務削減を図っているところです。

なお、教職員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が大きく影響することから、国に対し法改正について機会を捉えて働き掛けているところです。

(教職員人事課)

**4. 新たに施行された入管難民法改正法による外国人労働者の受け入れに関しては、創設された在留資格「特定技能」を基にした外国人材の受け入れとなり、外国人労働者の労働環境改善に関しては、出入国在留管理庁と労働局など関係機関が連携して受入れ機関と登録支援機関に対して監視指導を行うこととしている。**

そこで外国人労働者に対する社会生活上の支援については、地域の生活者として地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

**【回答】**

外国人労働者に対する社会生活上の支援につきましては、ボランティアによって外国人支援事業が実施されている「さがみはら国際交流ラウンジ」と連携し、日本語教室や通訳派遣等を行うとともに、「くらしのガイド」や「ごみと資源の日程・出し方」等、日常生活に必要な情報を多言語で提供するなど、暮らしやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

出入国管理法の改正に伴い、本市におきましても、外国人の増加が想定されることから、外国人からの相談に多言語で対応するなど、市民相談事業の拡充を図るとともに、国や関係機関などと連携し、適切な情報提供や相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

(シティーセールス親善交流課、区政支援課)

**【福祉・社会保障政策】**

**1. 時代の変化に合わせた持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。**

**(1) 高齢化の進展に伴い、医療ニーズのさらなる増大が見込まれることから、回復期病床など医療機能ごとの整備や在宅医療の充実、それらを支える医療人材の育成・確保などに取り組むこと。**

**【回答】**

平成28年10月に策定された「神奈川県地域医療構想」の推計では、相模原区域を含めた神奈川県では、回復期病床が不足することが想定されており、県では、回復期病床へ転換するための整備について、地域医療介護総合確保基金を活用し、支援を行っているものと承知しております。

在宅医療の充実に向けましては、今後の高齢化の進行を踏まえ、本市では、関係機関等と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進しています。

医療・介護関係者で構成する「市在宅医療・介護連携推進会議」を開催しているほか、医療、介護関係者等の多職種が参加する交流事業や在宅医療・介護連携市民講演会の開催等を実施しております。

医療人材の育成・確保につきましては、相模原看護専門学校の運営支援や医師や看護師等をめざす学生に対して修学資金の貸付等を実施しております。

また、看護師等の離職を防止するため、院内保育を実施する医療機関への支援を行うとともに、相模原市病院協会が潜在看護師を対象として実施している看護

職確保対策事業への支援など、看護師等の育成・確保に取り組んでいるところで  
す。

(地域医療課)

**(2) 介護従事者の負担軽減と処遇改善、キャリアアップ支援など介護職員が働き  
やすい職場づくりをすすめる、必要とされる福祉・介護人材の確保をはかること。**

**【回答】**

福祉・介護人材の確保等に関する取組につきましては、介護の仕事の魅力を発信する  
ための動画や冊子の作成、就職相談会を開催するほか、本年度からは、介護未経験者  
を対象に研修の実施から就労支援までを一体的に支援する取組も開始いたしました。  
また、キャリアアップ支援として、介護職員等が受講する研修経費の一部補助や、介護  
職員の勤続表彰等も実施しております。今後も、引き続き、介護人材の確保等に向けた  
取組を推進してまいります。

(高齢政策課)

**(3) 幼児教育無償化により保育ニーズの増加が想定されることから、保育士の処遇  
改善やキャリアアップの仕組みづくりなど質の向上とあわせて、これまでに増し  
て人材確保と定着支援をはかること。**

**【回答】**

保育士の処遇改善やキャリアアップの仕組みにつきましては、国の基準に合わせ、  
各施設に説明し、実施しているところです。

保育の質の向上に向けた取組といたしましては、保育園、幼稚園、認定こども園  
などの幼児教育・保育の質の向上を目指すため「相模原市幼児教育・保育ガイドラ  
イン(平成31年3月策定)に基づき、「相模原市保育者ステップアップ研修」を市  
内のすべての教育・保育施設の保育者対象に実施しております。昨年度は延べ約  
5,000人の参加があり、今年度も更に内容を充実させております。内容として  
は、講義の他、協議、演習など取り入れ、自ら主体的に学ぶことで、「よりよい教  
育・保育とは」と問題意識を持ちながら、実践に活用していくことを目指しており  
ます。今後も受講者、施設管理者、教育・保育団体から意見・要望を聴取し、時代  
のニーズに合わせた研修となりますよう、内容・方法等を検討してまいります。

教育・保育の質の向上の取組につきましては、市内すべての保育者・施設に向  
けて、研修を周知し受講を強化するとともに、相模原市ホームページ・地元新  
聞・養成校啓発活動等の広報活動を通して、人材の確保及び定着、保育者のやり  
がい向上につながるよう進めてまいります。

(保育課)

**2. 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターについて、多職種協働による課題検討や、特に地域の関係機関・団体・ボランティア等の地域住民参加型ネットワーク構築をすすめ、機能強化をはかること。**

**また引き続き未届有料老人ホームの実態把握を進めるとともに、利用者の生活と権利擁護をはかること。**

**【回答】**

地域包括支援センターにおきましては、地域ケア会議を設置し、個別事例の検討を行う「個別事例部会」と、地域課題の検討や地域資源開発を行う「地域づくり部会」を設け、多職種協働による課題検討及びネットワーク構築を推進しております。

また、「未届の有料老人ホーム」につきましては、庁内の関係部局はもとより、関係機関等と連携しながら把握に努めており、「未届の有料老人ホーム」と疑われる情報を得た際には現地の確認等を行い、該当すると判断した場合には、文書や口頭により届出の指導を行っております。今後も引き続き実態の把握に努めるとともに、届出の提出及び老人ホームの運営状況等の指導を行ってまいります。

また、未届であっても有料老人ホームに該当する施設は指導対象となることから、介護保険施設等と同様、指導の充実に努め、入居者の生活や権利が守られるよう取り組んでまいります。

(地域包括ケア推進課、高齢政策課)

**3. 今年から始まる幼児教育無償化制度について、利用者の混乱などが予想されることから各自治体においては、スムーズな導入が図られるよう準備をすすめること。**

**また施設利用希望者の増加が想定されることから、これまで以上に待機児童解消に向けた各種施策をすすめること。**

**【回答】**

幼児教育・保育の無償化の円滑な導入につきましては、本年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことを受け、6月1日号の広報さがみはらや関係機関等でのポスターの掲示、チラシの配架等により市民の皆さまへの周知を行うとともに、6月下旬から各園に対しまして、順次、説明会を開催しました。また、保護者の皆さまに対しましては、各園を通じましてチラシの配布等により制度周知を図りました。

なお、無償化の対象のうち、0歳児から2歳児については住民税非課税世帯に限られることや、3歳児から5歳児については、ほとんどの児童が、すでに保育所や幼稚園等の施設に通っていることから、無償化に伴う保育需要の影響は少ないものと考えておりますが、共働き世帯の増加等により、当面、保育需要の増加傾向は続くものと思われることから、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源の活用や必要な施設の整備などに取り組み、引き続き、待機児童の解消を目指してまいります。

(こども・若者政策課)

**4. すべての子どもたちを社会全体で支えるため、利用者ニーズに合った放課後児童クラブを市内全域で展開整備をすすめることと合わせて身近な地域における子どもの居場所づくりなどの活動に対して支援をすること。**

**また、生まれ育った環境によって、将来が左右される貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭における、家庭学習を補完する教育支援や、親への就労支援・経済的支援について拡充をはかること。**

**【回答】**

本市では、市内に68の児童クラブを開設しており、小学校区内に児童クラブがない津久井地域の小学校5校に関しても、タクシー輸送による受入れを行っているところ です。

子どもの居場所づくりにつきましては、昨年度から、「子どもの居場所創設サポート事業」として、子ども食堂や無料学習支援など、子どもの居場所づくりに向けた相談窓口の設置や、セミナーの開催、地域で子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体同士の情報交換会を実施するなど、団体が活動しやすい環境づくりを行っております。

ひとり親家庭への支援につきましては、中学生を対象とした学習支援を平成30年度から開始し、今年度は対象者を拡充いたしました。また、就労支援等につきましても、自立支援給付金事業の給付期間や給付金額の拡充に加え、当事者の視点で活動されている団体とも連携しながら実施しております。引き続き、ひとり親家庭の自立支援等の更なる充実に向けて、取組を推進してまいります。

(こども・若者支援課、こども家庭課、学校教育課)

## 【社会インフラ政策】

### 1. 持続可能な地域社会の構築をめざし、特に通学や高齢者の通院など、生活に必要な地域公共交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また高齢者や障がい者が外出しやすいバリアフリーな街を構築するため、道路・建築物・交通機関等、各場面における福祉のまちづくりに取り組むこと。

#### 【回答】

本市では、地域公共交通の維持確保のため、現在バス事業者からの路線退出の申出のあった路線のうち6路線（7系統）について、国・県・周辺自治体と連携して、必要な助成を行うことによって運行の継続を図っております。また、交通不便地区等においては、地域・公共交通事業者・本市の3者協働によりコミュニティバスや乗合タクシーを運行し、地域の生活交通を確保しているところです。

今後も引き続き、地域の皆様や公共交通事業者を始めとする関係者と連携を図りながら、地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

福祉のまちづくりにつきましては、橋本駅周辺地区において、平成23年8月に「橋本駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、施設や経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するなどの取組を実施しているところです。

また、今後の人口減少や高齢化の進行を踏まえつつ、引き続き、歩道の整備やバリアフリー化など、高齢者や障害者をはじめ歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進してまいります。

(交通政策課、都市計画課)

### 2. 近年、台風や集中豪雨等により多発している浸水災害発生時に、地域住民に必要な避難情報が確実に届く仕組みについて、各種情報通信手段を利用し地域コミュニティと連携し構築していくこと。

また、福祉避難所の設置を引き続き進めるとともに、どこの指定避難所においても障がいの有無、要配慮者・要支援者を含めて、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。

#### 【回答】

避難情報の伝達手段につきましては、ひばり放送のほか、防災メールやテレホンサービス、NHK及びテレビ神奈川のデータ放送による配信など、伝達手段を多重化、多様化して情報を配信しております。こうした伝達手段は、市ホームページや市の刊行物で周知しているほか、チラシを作成して、まちづくりセンター、公民館

や市内の携帯電話ショップに配架しております。また、各地域で実施される防災訓練での配布も行っているほか、全単位自治会に対して回覧をお願いしているところです。避難情報等が有効活用されるよう、今後もさまざまな機会を活用して周知に努めてまいります。

避難所の運営につきましては、避難所ごとに設置された避難所運営協議会が実施することとしており、避難所開設の際には要援護者支援班を編成し、障害をお持ちの方、高齢者、妊産婦などの支援が必要な方々に配慮するよう、避難所運営マニュアルに定めております。各避難所運営協議会ではこうしたマニュアルを参考に、対策を検討していただくようお願いしているところで、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

なお、避難生活が長期におよぶ場合に、避難所や在宅での生活が著しく困難となった高齢者や障害者等の方々を受け入れる福祉避難所につきましては、市立の福祉施設や市と協定を締結した民間の福祉施設など118施設を福祉避難所として位置付けておりますが、引き続き、関係団体等と連携を図り、福祉事業者等のご協力をいただきながら進めてまいります。

(危機管理課、緊急対策課、地域福祉課)

### **3. 安全対策が必要とされる路線バス停留所と横断歩道の課題に対しては、地域住民等との調整をすすめ、早期に利用者の安全確保をはかること。**

また併せて幼稚園や保育園等における、スクールバスの停留場所についても、安全上必要な対策がはかれるよう関係事業者への情報提供を図ること。

【回答】(保育課部分のみ)

横断歩道と近接しているバス停につきましては、神奈川県警察、バス事業者、道路管理者等で合同現地診断を実施し、地域の自治会とも連携を図りながらバス停の移設等を含め安全対策を講じているところです。

また、幼稚園や保育園等における、スクールバスの停留場所につきましては、各施設において、保護者との協力の下、安全に乗り降りができる場所の確保を実施しているところです。今後、安全上必要な対策が生じた場合は、施設と連携をとりながら、関係事業者への情報提供など調整を図ってまいります。

(交通政策課、保育課)

## 【環境・エネルギー政策】

1. 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援をはかること。

また今後、一般住宅等においては、太陽光発電固定価格買取制度の契約期間が順次終了することから、再生可能エネルギーの普及促進のため、引き続き自立した電源として安定的に発電継続が可能となるよう、各種情報発信を推進すること。

### 【回答】

本市では、平成30年1月に、2030年まで続く地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言したところであり、市民の省エネ意識の醸成や低炭素型のライフスタイルを促すため、通年にわたる啓発活動を強化して実施しているところです。

また、家庭向けの支援として、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム(エネファーム)等の設置者への奨励金の交付を実施しているほか、事業者向けの支援として、地球温暖化対策を検討する際に助言を受けることができる省エネアドバイザー派遣事業、中小規模事業者を対象として、空調・照明などの省エネ設備への更新に活用できる補助事業を実施しており、引き続き、市民の省エネルギー対策への支援に取り組んでまいります。

さらに、太陽光発電固定価格買取制度の契約期間が順次終了することも踏まえ、再生可能エネルギーの普及促進のため、定置用リチウムイオン蓄電池の導入に対する補助制度の周知・啓発等を行うなど、引き続き、各種情報発信の推進に取り組んでまいります。

(環境政策課)

2. 市内における食品ロス削減の取り組みを推進するため、地方自治体・小売店や外食チェーン等の関係者が連携することにより、啓発活動や食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の市民への周知・徹底をはかること。

特に生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用の食料品を有効活用するため、地方自治体は、「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた支援をはかること。

### 【回答】

市内における食品ロス削減の取組につきましては、小学校や公民館、自治会等における出前講座や、小売店店頭等における街頭キャンペーンにおいて食品ロスの削減に向けた啓発活動を行っているほか、食品ロス削減をテーマとした調理実習、市役所本庁舎食堂への啓発ポップ設置などの取組を実施しています。

また、事業者と連携し、宴会シーズンに飲食店の店内で利用客に食品ロス削減を呼

び掛ける啓発活動を行っております。

さらに、市内で活動するフードバンク実施団体と連携したフードドライブ活動の実施を通じて、家庭における食品ロスの削減と市民に対する意識啓発を図っております。

今後とも、市民への周知啓発とフードバンク活動の普及に向けた取組を進めてまいります。

(資源循環推進課、廃棄物指導課)

**3. 改正された健康増進法を踏まえ「望まない受動喫煙」をなくすため、特に指定されている学校・病院・児童福祉施設等・行政機関における施策を推進すること。**

また、2020年から適用となる飲食店・オフィス・事業所などにおいては、特に健康影響が大きいとされる未成年者や患者の方々のため、各自治体は必要とされる対象施設の対策に対して、助成金等の周知・支援をはかること。

**【回答】**

受動喫煙防止対策につきましては、平成31年3月に学校・病院・児童福祉施設等に対し、関係機関を通じて又は個別に通知を行い、改正健康増進法の内容の周知を図ったところです。

また、飲食店などにつきましては、広報さがみはらや市ホームページのほか、食品衛生責任者講習会や相模原法人会などを通じて、改正健康増進法の内容や国の受動喫煙防止対策助成金について周知を図っており、引き続き、助言等を行ってまいります。

(健康増進課)

**4. 世界規模の社会問題である海洋汚染について、不要となったプラスチック製品やレジ袋などがリサイクルされず廃棄されることで発生するマイクロプラスチックが問題のひとつとされている。そこで地方行政として、人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費を行う「エシカル消費」の周知・啓発を推進し、私たち一人ひとりが、プラごみゼロに取り組める環境を構築すること。**

**【回答】**

プラごみゼロに取り組める環境の構築につきましては、不要となったプラスチック製品やレジ袋などが適正に排出されず飛散することなどにより発生するマイクロプラスチックが海洋汚染の原因となることから、市民に対し、冊子「ごみと資源の日程・出し方」やスマートフォンアプリ「家庭ごみ分別アプリ」、ウェブサイト「家庭ごみ分別サイト」を通じてごみと資源の分別及び排出を適正に行っていただくための情報提供を行うとともに、マイクロプラスチックの発生原因のひとつと考えられるごみのポイ捨て・不法投棄撲滅のため、きれいなまちづくりの推進に関する普及啓発活動を行っております。

また、消費段階でのごみの発生抑制を目的とした消費行動におけるマイバッグやマイボトル等の利用を促す取組として、各種イベントへの出展や、鉄道駅や図書館などでの街頭PR、小学校や自治会等での出前講座、エシカル消費について身近なテーマをとおして考える講座の実施などの啓発活動を展開しております。

今後とも、市民一人ひとりがプラごみゼロに向けて行動できるよう、取組を継続してまいります。

(資源循環推進課、消費生活総合センター)

## **5. 資源循環福祉型廃棄物行政確立および環境保全型の資源の再利用の観点から、地域住民と関係事業団体の連携のもと減量努力の促進と、分別排出・収集を徹底する施策を推進すること。**

### **【回答】**

ご要望につきましては、令和元年度からを計画開始年度とする「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、今後想定される最終処分場等のインフラ整備や高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの変化に的確に対応して、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでまいります。

(廃棄物政策課)

### **【教育・人権・平和政策】**

## **1. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。**

### **(1) 市民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる共生社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。**

### **【回答】**

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえた条例の策定につきましては、国が検討している「障害者差別解消法」の改正の動向にも注視し条例の規定内容等について、障害者団体などの意見を伺いながら検討してまいります。

(障害政策課)

### **(2) ヘイトスピーチ解消法施行後も差別的言動による人権侵害があることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。**

**【回答】**

人権施策につきましては、相模原市人権施策推進指針に基づき、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権に関する教育や啓発などに取り組んでいるところです。こうした取組に、より実効性を持たせ、偏見や差別のない人権尊重のまちづくりを進めるため、人権に関する条例の制定に取り組んでまいります。

また、ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別行為の解消に向け、市民等への意識啓発に引き続き取り組んでまいります。

(人権・男女共同参画課)

**(3) 外国にルーツを持つ市民とその家族が安心して生活しやすい多文化共生社会の実現をめざすため、特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図るための通訳の充実をはかること。**

**【回答】**

外国につながるのある児童生徒の保護者への通訳につきましては、進路相談や教育相談などの十分な理解を図るため、保護者面談などに母語話者を派遣しております。

今後も、外国につながるのある児童生徒及び保護者との円滑な意思疎通を図るため、支援の充実に努めてまいります。

(学校教育課)

**(4) LGBTやSOGIについて、認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況である。引き続き地域社会や職場、教育現場において、性の多様性を尊重し、すべての人が対等・平等の人権が尊重される社会の実現をめざし取り組みを推進すること。**

**【回答】**

性の多様性の尊重につきましては、平成31年1月に改定した相模原市人権施策推進指針において、新たに性的少数者への理解や支援に向けた取組を分野別施策の一つとして掲げており、当事者の視点に立ち、多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育、啓発に取り組むとともに、支援団体等と連携し、相談・支援の取組を進めてまいります。

(人権・男女共同参画課)

**(5) 個性を尊重され、支え合いやお互いの良さを認め合う力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、全ての子どもが共生社会の担い手となる社会の実現に向けて取り組むこと。**

**【回答】**

全ての子どもが共生社会の担い手となる社会の実現に向けた取組につきましては、現在、新・相模原市支援教育推進プランに基づき、誰をも包み込むというインクルージョンの理念の下、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が成長の過程で共に学び共に育つ教育の実現を目指した様々な取組を実施しているところです。

今後とも、現在策定に向けて取組を進めている次期教育振興計画に支援教育を位置付け、共生社会の実現に向け、子どもたちの多様性や人権、命を尊重する心を育成してまいります。

(学校教育課)

**2. 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに住民の意志を尊重して対応すること。**

**【回答】**

日米地位協定の抜本的な見直しにつきまして、本市では、かねてから県及び基地関係市とともに、事件・事故の防止や環境対策、騒音問題など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市米軍基地返還促進等市民協議会(以下「市民協議会」と言います。)とともに見直し・運用改善等を強く求めています。

米空母艦載機の固定翼機部隊については、長年にわたり、市民に深刻な騒音被害をもたらしてきましたが、平成30年3月に岩国基地への移駐が完了しました。

しかし、移駐後においても厚木基地においてはジェット機の飛来が見られ、一定の騒音が発生しております。また、平成30年5月及び本年5月、厚木基地が空母艦載機の着陸訓練の予備飛行場として指定され、今後についても厚木基地の運用や騒音被害の実態を注視せざるをえないと考えております。

こうしたことから、市では、米空母艦載機の固定翼機部隊の岩国基地への移駐後の厚木基地の運用に係る情報を適時に提供するとともに、騒音対策について適切な措置を講じることや夜間離着陸訓練を含めた着陸訓練を硫黄島で全面实施することなどを県及び周辺各市とともに国や米軍に求めています。

(渉外課)

**3. 増加する児童虐待、DVによる被害児童への対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の相談スタッフ増員による機能強化とあわせて、警察など関係機関との連携を強化すること。**

また、相談しやすく、ワンストップで対応できる窓口の構築と、併せて児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知・徹底をはかること。

**【回答】**

本市においては、一時保護や施設入所など、より専門的な支援を実施する児童相談所と、在宅支援を中心とする市民に身近な相談を実施する子育て支援センターの二層構造による児童相談体制において、増加する児童虐待への対応を図っております。

児童相談所においては、国から示された「児童相談所強化プラン」及び「児童虐待防止対策体制強化プラン」を踏まえて、児童福祉司の増員等の体制強化を図るとともに、子育て支援センターにおいては、指導主事を配置し、学校との連携を強化しております。また、県警察とは、連携に関する協定に基づき、連携を図っております。

さらに、国が定める毎年11月の児童虐待防止推進月間等における啓発活動を通じて、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、相談窓口の周知に努めているところです。

(こども家庭課)

### 【行財政政策】

1. 高齢者等をターゲットとした特殊詐欺や悪徳商法による被害、インターネット取引による消費者トラブルについての対策が必要であることから、消費生活上のリスクに的確な対応ができるよう、行政と地域、そして関係団体が連携し、各種相談窓口の充実や消費者教育として有効なチラシの配布等、各種施策を推進すること。

特に悪質な訪問販売の撲滅に向け、市が主体的に市民への周知と各種団体への指導を実施すること。

### 【回答】

高齢者等の消費生活相談につきましては、近年増加傾向にあり、関係機関等と連携して被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、見守り体制を強化しております。消費者トラブルの相談窓口である消費生活総合センターを年末年始を除く毎日開所することに加え、昼休み時間の相談受付、延長相談の実施など、相談窓口の充実を図っております。また、民生委員・児童委員協議会等と連携し、敬老事業等にあわせて高齢者宅へ啓発チラシを配布するとともに、地域等に出向く出前講座をとおして消費者教育・啓発を推進しております。

訪問販売に対しましては、今後も不適切な事業者への指導をしてまいります。

(消費生活総合センター)

2. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

**また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めるとともに、財源の確保・明確化に向け国に働きかけること。**

**【回答】**

臨時・非常勤職員の賃金につきましては、県の最低賃金や相模原市公契約条例に基づく労働報酬下限額等を参考とし、その職務内容に応じて設定しているところです。会計年度任用職員への移行に当たりましては、現行の賃金水準、従事する職務の内容、責任の程度等を考慮するとともに、地域の実情を踏まえた給付水準とする予定です。

また、財源措置に関する国への働きかけにつきましては、指定都市市長会等を通じて、対応しているところです。

(職員課)

以 上

【受付 No. 2019-4】